## 政令第二百十五号

 $\vdash$ ル 工 ンジイソシアナー トトに対 して課する暫定的 な不当廉売関税に関する政令 の一部を改正する政令

内 閣 は 関 税定 率 法 (明 治 四十三年法 律 第 五. 十四号) 第八条第 項、 第二項及び第三十二項  $\mathcal{O}$ 規定 に基

き、この政令を制定する。

1 ル エンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令(平成二十六年政令第四百

十五号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

 $\vdash$ ル エ ンジ イソシアナ <u>|</u> | に . 対 して課する不当廉 売関 税 に 関 する政 令

第 条第 項中 「第 八条第 九項」 を 「第八条第一 項」 に、 同 項第一 号に規・ 定する暫定的 な関税 ( 以 下

暫定不当廉 売関税」という。)」を「不当廉売関 税 に改め、 同 項第三号を次のように改める。

三 平成二十七年四月二十五日から平成三十二年四 月二十四 日 ま での 期間

第 一条第二 二項を同 条第三項とし、 同条第 項  $\mathcal{O}$ 次に次  $\mathcal{O}$ 項 を加り える。

2 前項第 号に掲げる貨物であって、 同項第二号に掲げる国 を原産地とするもののうち、 平成二十六年十

二月二十五日から平成二十七年四月二十四日までの期 間内に輸入されるもの (以下「暫定不当廉売関税 賦

課貨物」 という。 には、 法第八 入条第二 項第一 号の規定により、 不当廉 売関 税を課する。

第二条及 び 第四 [条中 てに 課する暫定不当 廉売 関 税 を 「又は暫定不当 廉 売関 税 賦 課 貨 物 に 課する不当廉 売

関税」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(還付の計算期間等)

第五 条 特 定貨物 又は暫 定不当廉売関税賦 課貨物に係る第一 条 の規定により課される不当廉 売関 税 の法第 八

条 第三十二項 0) 規定に よる還れ 付  $\mathcal{O}$ 請 求 は、 毎 年 兀 月 <del>---</del> 日 か ら翌年三月三十一 日ま で  $\mathcal{O}$ 期 間 〇 以 下 <u>ー</u> 条 に

お 1 7 計 算 期 間 という。)ごとに、 当 該 計 算 期 間 内 12 輸 入され た特定貨 物 又 は 暫 定不 当 廉 売 関 税 賦 課

貨 物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

附則

この政令は、平成二十七年四月二十五日から施行する。